

※登録番号				網							
				わな							
				第一種							
				第二種							
※整理番号											
※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別											
※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別											
狩 猟 者 登 録 申 請 書 奈良県知事 殿 年 月 日								写 真 申請前6か月以内 無帽、正面 上3分身、無背景 縦3.0cm、横2.4cm			
ふりがな											
氏 名											
生 年 月 日											
住 所		(〒)		電 話 番 号							
				眼鏡・補聴器等 の 使 用							
下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項の規定に読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。 記 (1) 狩猟者登録を申請しようとする狩猟免許の種類（種類に○を付してください。）、使用する猟具の種類（番号に○を付してください。）、免許を与えた都道府県知事名、免状の交付年月日及び番号並びに第二種銃猟免許に係る登録の場合における所持する免許の種類（種類に○を付してください。第二種銃猟免許に係る登録に限ります。）を記入すること。 なお、第一種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録を申請すること。											
網 猟	1 網	都道府県 知 事 名		狩 猟 免 状 交 付 年 月 日	年 月 日	狩 猟 免 状 番 号	号				
わな猟	2 わな	都道府県 知 事 名		狩 猟 免 状 交 付 年 月 日	年 月 日	狩 猟 免 状 番 号	号				
第一種 銃 猟	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県 知 事 名		狩 猟 免 状 交 付 年 月 日	年 月 日	狩 猟 免 状 番 号	号				
第二種 銃 猟	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 ・ 第一種銃猟免許 ・ 第二種銃猟免許									
		都道府県 知 事 名		狩 猟 免 状 交 付 年 月 日	年 月 日	狩 猟 免 状 番 号	号				
(2) 狩猟をしようとする場所											
1 県の区域全部				2 放鳥獣猟区の区域							
(3) 施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別（該当の□にレ印を付けてください。）											
☐ 第7号（許可捕獲等をした者）に該当 ☐ 第9号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当 ☐ 第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当 ☐ いずれにも該当しない											
			支部名								

(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別					
1 対象鳥獣捕獲員 2 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()			
(5) 免許の効力の停止の有無（ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。）					
免許の効力の停止の有無		停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(6) 銃猟・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第一種銃猟又は第二種銃猟の場合）					
第一種銃猟	ライフル銃	銃 猟 ・ 空 気 銃 所 持 許 可 証 番 号	号	交付年月日	年 月 日
	散弾銃				
	空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第二種銃猟	空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)				
(7) 施行規則第67条の要件に関する事項					
共 済 事 業	法人名	対象損害	給 付 額	被共済の期間	
損 害 保 険 契 約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資 産 保 有					
(8) 職 業					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者					
5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者					
9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者					
13 分類不能の職業 14 無職					
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類 of 全てについて申請書に記載すること。					
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。					
3 (1)において、ライフル銃を所持している者にあつては、狩猟免許番号の下に、そのライフル銃が特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下の銃（いわゆるハーフライフル銃））であるときは「特定ライフル銃」と、そのライフル銃が令和7年3月1日までに取得されたものであるときは「既得所持」等と記載すること。					
4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。					
5 (4)は、該当番号を○で囲み、かつ、対象鳥獣捕獲員である場合は所属している市町村の名称を記載すること。					
6 (8)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
7 ※印欄には、申請者は記載しないこと。					
8 手数料及び狩猟税に関する収入証紙については、別紙に貼り付けること。					
添付書類					
1 施行規則第67条の要件を備えていることの証明書					
2 写真2枚(6か月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景で縦3.0cm、横2.4cmのもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)					
3 対象鳥獣捕獲員が狩猟者登録を申請する場合は、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則第2条第2項の証明書					

証 紙 （ 手 数 料 ） 貼 付 け 欄			事 項
			1 使用料又は手数料の名称 手数料
			2 貼り付けた証紙の額 円
			3 その他
証 紙 （ 狩 猟 税 ） 貼 付 け 欄			事 項
			1 使用料又は手数料の名称 狩猟税
			2 貼り付けた証紙の額 円
			3 その他
住所			
氏名			

手数料					
1 件	1,800円				
2 件	3,600円				
3 件	5,400円				
狩猟税		網 猟	わな 猟	第一種銃 猟 (散弾銃・ライフル銃)	第二種銃 猟 (第一種で空気銃のみを含む)
一般		8,200円	8,200円	16,500円	5,500円
有害捕獲許可を有する者 (第7号・第8号)		4,100円	4,100円	8,200円	2,700円
県民税所得割額の納付を要しない者		5,500円	5,500円	11,000円	—
有害捕獲許可を有する者 (第7号・第8号)		2,700円	2,700円	5,500円	—
認定捕獲従事者 (第9号) 対象鳥獣捕獲員		0円	0円	0円	0円